

蒲都市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン

令和2年5月
蒲 郡 市

1 趣旨

このガイドラインは、市政への女性の参画拡大を促進するため、審議会等委員への女性の登用に関して必要な事項を定める。

2 対象

対象となる審議会等は、法律または条令に基づき設置されている機関や要綱等に基づく任意の機関(委員会、協議会、懇談会)など幅広く対象とする。

3 目標

審議会等に占める女性委員の割合は、できるだけ早い時期に30%以上を達成するよう、積極的な登用に努めるものとする。

4 女性委員登用の促進ガイドライン

所管する審議会等委員の選任の際は、次に掲げるガイドライン等により、女性の積極的な登用を図るものとする。

- ① 条例、規則、要綱等に定める委員の選任において、女性の登用が難しい場合は、当該条例、規則、要綱等を見直すよう努めること。
- ② 専門分野に女性がいない場合は、専門分野を広義に捉えるとともに、肩書や職種にこだわらず女性の登用機会を広げること。
- ③ 団体推薦の委員については、当該団体の長等の職にある者や役員に限定せず、当該団体の構成員のうちから適任とされる女性を推薦するよう関係団体に依頼すること。
- ④ 公募制を積極的に導入するとともに、公募する委員のうち、2分の1以上が女性委員となるよう努めること。
- ⑤ 市の職員が委員となっている場合については、その数が最小となるように見直し、その枠を女性に充てるよう努めること。
- ⑥ 職務指定しているもの(特定の役職に就いていることを委員就任の要件としているもの)については、女性の登用を妨げるおそれがあるため、見直しに努めること。
- ⑦ 委員として適任の女性がいない場合は、協働まちづくり課が把握している女性人材を積極的に活用すること。

5 情報収集及び整備

審議会等を所管する部署及び協働まちづくり課は、各分野の女性の人材に関する情報を収集し、女性人材の確保に努めるものとする。

6 事前協議、決定等

(1) 審議会等を所管する課長は、原則として、審議会等の委員を委嘱しようとする日から起算して概ね3か月前までに、女性委員の登用について、審議会等委員への女性の登用促進に関する事前協議書(別紙様式。以下「事前協議書」という。)により協働まちづくり課と協議するものとする。

(2) 審議会等を所管する課長は、審議会等の委員の決定に当たっては、起案文書に事前協議書を添付し、協働まちづくり課に合議の上、決裁を受けなければならない。

7 関係団体への要請

審議会等を所管する部署は、必要に応じて、団体推薦の対象としている関係団体に対し、女性委員の積極的登用について、文書をもって要請するものとする。

8 登用状況の公表

協働まちづくり課は、毎年度、各審議会等における女性委員の登用状況を男女共同参画プラン推進会議へ報告するとともに市民に公表するものとする。

蒲郡市企画部長

所属長名

審議会等委員への女性の登用促進に関する事前協議書

蒲郡市審議会等委員への女性登用促進ガイドラインに基づき、令和 年 月 日に設置・改選を予定している下記の審議会等について、協議します。

記

審議会等名称		
設置根拠		
	改選前の登用状況	設置又は改選後の登用状況
委員数	人	人
女性委員数	人	人
女性委員登用率	%	%
	① 市民代表 []()人	① 市民代表 []()人
	② 学識経験者 []()人	② 学識経験者 []()人
	③ 市議会議員 []()人	③ 市議会議員 []()人
	④ 市職員 []()人	④ 市職員 []()人
	⑤ 国・県 []()人	⑤ 国・県 []()人
	⑥ その他 []()人	⑥ その他 []()人
	・ []()人	・ []()人
	・ []()人	・ []()人
女性委員登用率30%以上を達成できない理由及び今後の女性委員登用方針 (達成済の場合には記載不要)		

上記、女性委員登用に対する蒲郡市企画部長からの意見

男女比について再考し、再度協議書を提出すること

承認する

その他 []

(注) 1 この事前協議は、委員が候補である段階で実施することとし、原則として委嘱をしようとする概ね**3か月前まで**に行うこと。

2 委員名簿（改選前および改選後）を添付すること。